

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

※目次は 3 ページにあります。



ご自由に
お持ちください

NO.34 (2023.9.22)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

二十五万五千の家屋を倒壊させ、さらに四十四万七千棟を焼失させた関東大震災で、首都東京は平地と化してしまった。一週間ほどで私たちは、めっちゃめっちゃにひっくり返ってしまったものをもう一度たてなおそうと、気を取りなおし始めていた。私たちのつぶれかけた家は、引きたおし、建てなおさねばならなかった。その日の午後、荻窪駅の近くで建築業者と材木商との打ちあわせを終えて、私は家へ帰るところだった。

未曾有の破壊は東京周辺のいくつかの地域でどうにも手のつけがたい無秩序をもたらしていた。大異変が人びとの理性の平衡を失わせたのだ。最も野蛮な不法行為まで起こっていた。

もっともらしく歪められ拡大された恐ろしい噂が、またたくまに、広く走り、朝鮮人たちが反乱を企んでいる、あちこちの井戸に毒を投げこんだ、そして何人かはその場で捕えられ殺されたというのだ。家にむかいつつあった私は、近所の大地主の一人飯田さんの畑で一人を斬首刑にすると、通りがかりの人たちが話しているのを耳にした。好奇心で私はその私刑の場へと急いだ。

数分で私はそこにいた。たくさんの人が集まっている。異常に張りつめた空気を感ずることが出来る。たぶん何も悪いことをしていない一人の朝鮮人に行われようとしている非法な斬首刑をはっきり見ようと、私は厚い人垣をかきわけて、最前列にまで無理やり進んだ。この男が捕らわれたのは、ただ彼が朝鮮人だったからだ。

この白昼、これほど多くの目撃者のまえで一人の人間が殺されるのを見る。なんという衝撃か。どうして、いれほど多くの者がこの光景を傍観できるのか。法治社会でこんな刑罰が許されるのか。犠牲者は地面にはだして坐らされている。若く見える。が、私には、その背中しか見えない。彼は動かず、じっと静かにしている。逃げることは不可能だ。逃げようとはしていない。運命をあきらめているのか。取りかこんで立つ男たちの手にする、にぶく光る刀が触れる瞬間、血がほとばしるのを知っているのか。やがて永遠の瞬間がきて、刀がひらめき、無抵抗の肉と骨に落ちていくのを知っているのか。私の心臓は、のどにまで上がり、息がつまる。周りのだれも動かなかった。この逃れがたい死の場面はいつ終わるのか。何という瞬間だ！

反対がわに立っている群集のなかにざわめきがあがった。何だろう。厚い人垣をかきかけて一人の女が出てきて、自警団の輪のまんかに身を投げだした。大地に自分をたたきつけるようにして、その朝鮮人のまちに、その背中によりかからんばかりに坐った。

何と！ なぜ！ どうして！ この新たに入者は私自身の祖母に他ならなかった。私のおばあちゃん、年若いひ弱な。おばあちゃんは、何をしようというのか。

「さあ、まず私を殺さない。先にこの若いおばあちゃんを殺さない。この罪もない若者を殺すまえに、私を殺さない。」わめいたのではなかったがその声はみんなに聞こえた。だれもしゃべらず、だれも動かなかった。おばあちゃんは同じ言葉を数回くりかえし、くりかえすことに、ますます毅然と決意が見えてきた。あの威厳はどこからくるのか。

ほっとしたこと、この危機的な瞬間は長くはつづかなかった。引き抜かれた刀は、血を流すことなく元の鞘に収められた。死刑執行者たちは、この二人の坐ったままの老人と若者に背をむけると、一人また一人と去っていった。何という変わりようだ、ほんのわずかの間にこんなに従順おとなしくなってしまうとは。ほっとした様子を見せたものさえいたし、負け犬のように立ち去ったものもいた。

群集は去り、私はおばあちゃんを連れて家に帰った、といつか、おばあちゃんが帰るついていたのだろうか？ 彼女は、もはや決意も威厳も見えず、普通の年寄りになっていて、私のわきをとぼとぼと歩くのだった。

何の解説もなく表紙に掲載したのは、石川逸子著『オサヒト覚書 関東大震災編』（一葉社）からの引用である。この文章の前には次のような記述がある。

大きな愛

―関東大震災時朝鮮人虐殺に抗して

京都在住の詩人、片桐ユズル氏から、お手紙をいただいた。

お手紙によると、日中戦争がはじまる前は、大人が集まると話題は関東大震災のことだったという。そのとき、幼いユズル少年がチウと耳にはさんだのは、自分のひいばあちゃん、片桐けいが、朝鮮人を助けて警視庁から表彰されたとのこと。それ以上、知らないままでいたところ、当時十八歳だった父、片桐大一氏が、そのことをのちに英文で記していたのである。

そして、大一氏（享年九十）の葬儀のとき、ユズル氏の弟、中尾ハジメ氏が日本語訳し、コピーして会葬者に配ったのだという。

以下、その文章を載せさせていただく。

そして、片桐ユズル氏の文は掲載文章の後にさらに続き、そのあとに石川氏の解説があるので、そのまま転写する。

その若い朝鮮人は、後で大工だということがわかった。私たちの近所を回り修理仕事をしていたのだ。彼の名はダル・ホヨンで、日本名をサカイといった。

何日も何週間もたち、私たちはあの事件には何も触れずにいた。というのも、あの恐ろしい私刑の場面を思い出すのが怖かったからだ。何か月かたって、おばあちゃんは警視庁に出頭せよといわれた。彼女はそこで人命救助により「警視総監賞」を受けた。

片桐ユズル氏の手紙によると、氏の祖母堂は、長野県下伊那郡根羽村から息子の大一さんを連れて家出、名古屋で、キリスト教の街頭宣伝「キリストの再臨近し悔い改めよ」に感化され、やがて教会本部のある杉並区天沼へ移り住んでいる。その天沼の家へ、祖母の母・片桐けいさん（ユズル氏にとっては、ヒーバーちゃん）は呼び寄せられていたわけであった。

それにしても、なんと大きな勇気もち、断固として、凶器をかざした一回に、立ち向かわれたことであろうか。事がおさまったら、普通の年寄りになってとぼとぼと歩いていられた姿が目にかぶようだ。

なお、大一氏が、英文で書かれたのは、日本の学歴は、高等小学校のみで、一挙に教会関係のイギリスの大学に留学したため、日本語での自己表現は無理であったとのこと

いずれにしても、小さなひとの為した大きな勇気。それをきちんと記録された大一氏にも敬意を表したい。

※表紙に掲載するためとはいえ、原文を切り貼りしてしまった無礼を石川氏はお許し下さるだろうか。

【追補】

なお、この文は石川氏の個人誌『風のたより』16号に掲載されたものである（本書記載）。

また、ブログ「澤藤統一郎の憲法日記」にも引用されている。

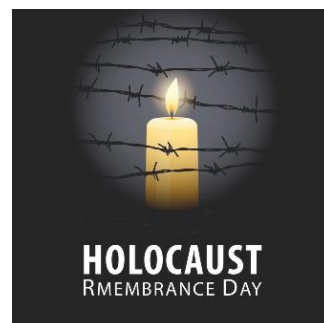
澤藤統一郎の憲法日記



先月、関東大震災100年を期して各地でイベントや訓練が行われた。朝鮮人・中国人虐殺についての集まりもあったが、マスコミ（とりわけTV）ではあまり取り上げられなかったようである。そもそも国がこの事実を認めていないことが問題である。今年もまた小池都知事は、朝鮮人犠牲者追悼式典に対して追悼文を送付することをかたくなに拒んだ。このような国や自治体の姿勢からは、再び同様の悲劇が起こるのではないかと危惧する声上がるのも当然である。

目次

- ① 『オサヒト覚書 関東大震災編』より P1~3
- ② 自由と人権は公民館の有料化に反対します P3~4
- ③ 請願書付託の総務委員会報告 P4~6
- ④ 新型コロナワクチンについて P6~8
- ⑤ お知らせ・コラムより P8



自由と人権は公民館の有料化に反対します

東大和市では、施設の補修・維持のためとして公民館の有料化の方針を示している。この方針は尾崎前市長のときから打ち上げられていたが、5月の市長選で尾崎の後を引き継いで当選した和地新市長も同様の方針を表明している。

6月議会における市長答弁では、「公民館有料化反対」を公約していた市長候補を抑え当選したのだから、その方針は認められたかのような発言をしていた。

しかし、対立候補は1人ではなかった。無所属とはいいいながら「隠れ自公」の和地候補の他にも、同じく無所属であるが自民党員の根岸候補、無所属の柳下候補の3名が立候補した。この中で公民館有料化反対を表明していたのは柳下候補のみである。いっぽうの和地候補が公民館有料化の方針を公約にしていたとは、ついぞ聞いたことがない。

短刀を胸に隠したまま当選し、当選するやいなや上記口実で抜き身をぎらつかせたとみるほかない。市長選では、公民館有料化について賛否が問われたわけではない。

市民誰でもが等しく利用できる公共施設の維持管理負担を、受益者負担といった口実で、一部とはいえ、物価高や課税負担の増加で苦しんでいる市民に負わせることは誤りである。和地新市長のアンフェアな対応を諷める意味でも、公民館有料化反対の声をあげなければならない。

この問題は一公民館利用者だけの問題ではない。公民館が市民であれば等しく利用できる施設であることは事実であり、そのことが受益者負担といった理由で市民に負担を担わせることが誤りであるとしても、しかし、実際に公民館を利用していない人からすれば、関心を持たれにくいこともまた現実であろう。その意味では市民全体の問題にしづらい面があることも事実であり、有料化を進めたい側からすれば、目的を実現しやすい側面でもある。

公民館有料化反対の運動は、一公民館利用料だけの問題ではなく、公共施設の維持・管理費を市民に転嫁、負担

させるという発想そのものに反対するものでなくてはならない。公民館の有料化を許せば、上記発想のもと、図書館・博物館、ひいては学校教育にまで有料化が波及しないとは限らない。公共施設は本来自治体が責任をもって維持・管理すべきであるという基本的な立場を明確にしておくことが、一般的な支持を得られるかどうかのカギになると思われる。

【以下、呼びかけチラシより】

教育基本法第12条に定められる社会教育は「国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」(同条1項)のものであり、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」(同条2項)ものである。

ところが公民館の有料化は、社会教育の奨励どころか衰退を招きかねないものである。また、本来地方公共団体の責任において保障されなければならない施設の設置・維持・管理の一部放棄を目論み、市民にその負担を転嫁しようとするものと言える。(注1)

社会教育の振興とは裏腹に、自主的な市民活動を阻害する要因となることは確実である。結果、市民活動を含む社会教育機会の減少は、ひいては地域社会・自治体の頹勢をもたらすこととなる。市はこのような愚策を断じてとるべきではない。

公民館有料化の根拠として受益者負担を持ち出す向きもあるが、有料化前提の我田引水と言わねばならない。

公民館は他の施設(図書館・博物館等)同様、誰でも自由に利用できる施設である。限られた一部の市民だけで占有している施設ではない。市民誰もが平等に利用できる施設(＝公共施設)であり、その故にこそ地方公共団体により責任をもって維持、運営されている。一部とはいえこれを市民に担わせることは、地方公共団体の責任放棄であり、市民への責任転嫁である。公民館の有料化を許せば図書館・博物館にまでその悪影響が及ばないとも限らない。(注2)

自由と人権は、このような公民館の有料化に強く反対するものである。



(注1) ここでいう「公民館の有料化」とは、公民館にとどまらず市民センター等も含む。

(注2) すでに有料化されている市民会館・体育館等についても公共施設ということを考えれば同様に考えるべきだが、この場では対応を保留とする。



一東大和市は、表現の自由の侵害に関わる違法行為の再発防止をする気があるのか？ — 請願書付託先の 9.14 総務委員会報告

総務委員会の午前中の審査は本請願の他に以下の4つの陳情が審議された。

①「健康保険証の存続を求める陳情」(東京保険医協会)

②「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情(東京土建一般労働組合村山大和支部)

③「消費税インボイス制度の実施について再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情（同上）

④指定管理者関係条例の違法条項の改正を求める陳情

いずれも重要な陳情だったが、午前中の審議時間の約半分を本請願の審議に費やしたことは、本件が請願であることに加え、議員の関心が高い（とりわけ市の対応に関し）案件であったと評価できる。ただその関心がどちら（批判的か迎合的）かで対応が分かれた。いずれにせよ、そのため市側の答弁からも彼らなりの理屈と混乱が見て取れることができた。

はじめに尾崎利一紹介議による請願の説明があり、あわせて請願者からの以下の意見表明があったことが伝えられた。

「市長はこのような請願が提出されることを恥だと思わねばならない。司法から違法性を指摘され、損害賠償を命じられたにもかかわらず、謝罪さえせず、関係者についてはお構いなしとは、違法性そのものを認めてはいないということに他ならない。行政のトップの態度として嘆かわしいことだ。」

以下、請願人として気になったことを2点ほど上げておきたい。

「二審で一部敗訴」という点に関して市側の論拠は賠償金が（1）10万円から1万円に減額されたこと、（2）訴訟費用が1/10が被告の負担となった（一審では訴訟費用は原告負担）ことをあげていた。（松本副市長はこれに加えて地裁で勝訴、高裁で一部敗訴との趣旨を述べ、総務部長からたしなめられていた。）

しかし、これはおかしい。（1）について被告の側から言うならば、「根幹では敗訴ではあるが一部勝訴の部分もある」（原告から言えば「勝訴であるが一部敗訴の部分もある」）であろうし、（2）は被告の側から言えば「敗訴の一部」（原告の側からは「勝訴の一部」と言いえなくもない）である。

つまり「一部敗訴」と言えるのは原告のみであって、判決の根幹である行政手続法違反が指摘され、損害賠償が命じられた被告・東大和市にとっては基本的に敗訴であり、（1）を取り上げて「一部勝訴」と言えなくもないが、「一部敗訴」はあり得ない。これを「一部敗訴」など強弁し、全体的には勝訴しているようなイメージを振りまくことは、意図的な事実の歪曲である。

あるいはまた、このように解釈することもできなくはない。すなわち（1）と（2）を比べ、（1）は勝訴だが、（2）は敗訴なので「一部敗訴」と表現した。

しかし、判決の根幹において敗訴は決定的なのだから、こんな些末な部分のみ取り上げて「一部敗訴」ということ自体がそもそも間違っている。これは苦し紛れの言い訳でしかない。

※民事訴訟法第64条に「一部敗訴」という語句は用いられている。

「一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。」

これは同法第61条「訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。」を受けてのものと解釈できるが、このことをもって、市側は「一部敗訴」と主張しているのではないかと推察できる。しかし、形式的にそう主張することはあり得ても、行政行為が違法と断罪され、そのことによる損害賠償が命じられていることを考えれば、本件判決を実質的に「一部敗訴」とすることには無理があろう。

謝罪、処分、事実の公表（市は、処分に変えて「指導」といい、二審判決を真摯に受け止め「公民館の適切な運

営につとめる」と言い逃れる。) これを行わない根拠として、原告が訴えたのは損害賠償のみであって、判決も謝罪と公表まで求めているということをあげている。つまり「判決に書かれていないことは一切やらなくていいのだ」と言っているに等しい。



しかし本請願で求めていることは、東大和市が違法処分を行い、損害を一般市民に与えた加害者であるということであり、加害者が被害者に謝罪するのは当然のこと、その当然のことを求めているに過ぎない。本請願を不採択にした議員や、役人たちは親に教えてもらわなかったのか、間違っただけをしたら「ごめんなさい」と謝ることを。しかも本件は表現の自由に関わる重大な事態である。

なるほど、その故にこそ本請願を不採択にする理由があったのだろう。役人にとっては「些細なことと見せかけて何もなかったことにしたい」というのが本音であり、そう考えれば理解できないこともない。

不採択議員は役人の意向に迎合したという意味でかなり罪深い。中でも立憲国民クラブの太后治雄議員は許せない振る舞いをした。

太后議員の意見は何度聞いてもわからない。被告東大和市には請願3項目を履行する義務はないという主張なのか、あるいは原告が賠償項目に謝罪や処分を求めなかったことが悪いと言っているのか、これらのことを明確に示さぬまま、「総合的に判断して」賛成しないと言っている。結局、市側の主張「判決文にないから義務はない」を認めるような判断だ。太后議員の頭の中には表現の自由に関する問題意識も、市に確実な再発防止を求めるという認識もないのか。

太后議員の発言



もし太后議員が賛成していれば採択に持ち込めた。そう考えるならば、太后議員の対応は極めて不適切であり、反省と再考を求めたい。

結論が最後になってしまったが、採決の結果は以下のとおり。

【賛成】上林議員（共産）・中野議員（やまとみどり）・高峰議員（維新）

【反対】中間議員（公明）・東口議員（公明）・蜂須賀議員（自民）・太后議員（立憲国民）

傍聴には立川市の市民グループの方が来てくれたが、残念ながら地元は私のみ。ネット中継で見えてくれたと信じたいが、やはりリアル参加が望ましい。あとは東京土建の関係者らしき人が3名ほど見られた。

本会議の予定は定例会：9月25日（月）である。

新型コロナワクチンについて

前号で新型コロナに感染したことを報告したら、ある方からメールをいただいた。「感染したそうですね。でも、ワクチンに頼らなかったので、本来の自己免疫力が高まったと思います。お大事に！」と。そうなんだ、確かに自己免疫反応によって本来の抗体がつけられたと言えるのだろう。

ぼくはこれまで、一度も新型コロナワクチンを接種したことがない。そもそもインフルエンザワクチ

ンすら打ったことがない。自己負担分があるからというケチな理由もあるが、自分の中に異物を入れられるということに、なんとなく抵抗感があつた。より正確に言えば、人工弁やペースメーカーなどが入っている自分の体に、これ以上異物を入れたくないということだ。もし入れなければならないとしたら、命に係わる事態でもない限りそうしない、ということに尽きる。

その伝で言えば、インフルエンザワクチンはその部類には入らない。しかし、新型コロナワクチンは少し事情が異なる。基礎疾患がある人や高齢者が感染すると命取りになるという報道や行政からの通知で、少しは「脅かされた」。本当に、受けるか否かで自己判断が迫られた。高齢でもあり基礎疾患も複数持っている自分は。まさに最優先的に受けるべき対象者である。

「受けるべきか、拒否すべきか、それが問題だ！」ハムレットではないが、正直言って多少悩んだ。周りの人たちはほとんど受けている。接種がなかなか受けられないなかで、早めに受けられたと言って喜んでいる人もいた。1度ならず2度、3度と接種を受ける人も出てきた。

でも結局、前号にも書いた通り、もし感染したら一巻の終わりと半分ぐらい冗談で覚悟し、打たないことにした。

最近では、もう7回も打ったという人も出てきている状況である。ワクチンの複数回接種で免疫反応の攪乱などはないのだろうか。不安はぬぐえない。



実は、大手メディアではほとんど伝えないが、遺伝子操作により作られた新型コロナワクチン接種による副反応で、後遺症に苦しんでいる方や、亡くなった人もたくさんいるらしい。心ある少数の出版物や通信が伝えている。新型コロナ感染で亡くなったり、重症化する人もいるが、ワクチン接種でそれが発生したとなると大問題だ。行政の責任も問われなければならない。接種を中断し、改めて安全性を再確認すべきところだ。

しかしそんなことは一部の例外的な事態とし、緊急性と人々の不安に乗じて、国の政策として接種は大々的に推し進められた。治験期間も不十分で、中長期的な安全性も確認されていない新型コロナワクチン接種が、津波のような圧倒的な宣伝と行政権力によって進められた。さぞかし、製薬会社（しかも外国のそれ）は儲かったことだろう。このことで利権を手にした者もいるに違いない。これは「第2の原発安全神話」といってもいい。

「全国有志医師の会」というのがあることを最近になって知った。

そのホームページには「新型コロナウイルス感染症に対する対策の見直しと、国民の安全と健康を守るため、治験段階のワクチン接種事業の中止を求めて立ち上がった医師および医療従事者の団体です。」とある（右にそのHPのQRコードを載せるので参照してください）。

全国有志医師の会



HPにもあるとおり、この会は「この社会において圧倒的な少数派」であり、「国が推奨する方針に従わないので非難や誹謗中傷されたり、『怪しい』と言われることも」あるらしい。

原発反対の運動でも同じだった。国や資本による絶対的な安全神話のもと、原発に反対する者は非科学的で、感情的な反発というとらえられがちであった。東京電力福島第一原発の事故後、世間の風向き

はひと時変わったが、それでも最近では、老朽原発の再稼働や「汚染水海洋放出」などに見られるように、バックラッシュ（反動）ともいべき事態になっている。風評被害を助長するという理由で、「汚染水」という言葉狩りさえ起きている。権力者は、二重、三重の意味で「福島」を利用している。

国や行政がやっていることだから間違っていないという見方は危険だ。多数が正しいという根拠もなければ、少数者の意見が間違っているという理由もない。少数者の声に耳を傾けることができるかどうかが民主的な社会のメルクマールである。

少数者だからといって声をあげることをためらってはならない。



公民館有料化反対のための集まり

期日：9月24日（日）午後1時30分より
会場：東大和市立中央公民館 202 学習室
対象：公民館有料化に反対する個人・グループ
呼びかけ：自由と人権
連絡先：090-1884-5757（榎本）
メールアドレス：eno-takanosu1737@bbm-a.jp

自由と人権定例会

期日：10月7日（土）午後1時30分より
会場：東大和市立中央公民館 204 学習室
テーマ：各自お持ちより下さい。
連絡先：090-1884-5757（「自由と人権」榎本）
※会場にご注意ください。
また、第1土曜日になります。

21 特報 11版

2023年（令和5年）8月15日（火曜日）

東

八月十五日。七十八年前、敗戦を告げる天皇の放送があった日。ラジオの前に正座していた両親の後姿が目につく。国民学校一年生の夏休みだった。外で遊んで、お昼に疎開していた農家の離れに帰ってきた。まぶしい青空の日だった。民主主義、国際平和主義、主権在民。これを強調した旧文部省作成「あたらしい憲法のはなし」は戦後教育の指針だ。戦争放棄を支持してきた。台湾を訪問した麻生太郎自民党副総裁。「非常に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている。戦う覚悟だ」。計算ずくが露骨な発言である。「台湾有事は日本有

八月十五日。七十八年前、敗戦を告げる天皇の放送があった日。ラジオの前に正座していた両親の後姿が目につく。国民学校一年生の夏休みだった。外で遊んで、お昼に疎開していた農家の離れに帰ってきた。まぶしい青空の日だった。民主主義、国際平和主義、主権在民。これを強調した旧文部省作成「あたらしい憲法のはなし」は戦後教育の指針だ。戦争放棄を支持してきた。台湾を訪問した麻生太郎自民党副総裁。「非常に強い抑止力を機能させる覚悟が求められている。戦う覚悟だ」。計算ずくが露骨な発言である。「台湾有事は日本有

本音の
コラム



鎌田 慧

戦わない覚悟

「相互不可侵、相互不干渉、平等と互恵、恒久的な平和友好関係」の確立を目指したが、一九七二年の日中共同声明だ。この八月が日中関係を強固にし、発展させるための「平和友好条約」が締結されて四十五年。対立を回避し、非戦の覚悟を。（ルポライター）

事」との安倍晋三首相の発言を定着させようという狙い。戦後日本の非戦の誓いを、泥靴で踏みしめる行為だ。かつて「ドイツのワイマール憲法がいつのまにかナチス憲法に変わっていた。あの手口に学んだらどうかね」と、強権と大衆欺瞞を公然と語って批判を浴びたが、こんどは「集団的自衛権」を支える精神の強調だ。手を替え品を替え、執拗に戦争のできる国に引き込まれている。

東京新聞八月十五日のコラムである。敗戦を自覚したこの日、わたしたち親の世代の人たちは、繰り返される空爆や、軍国主義による抑圧的な政治体制から解放され、真の自由（リバティ）を味わうことができた。食うや食わずの生活ではあったとしても。それから七十八年、この国の政治権力を握る者は「戦う覚悟」を持ってと喚びている。時代を逆行させてはならない。

2023.8.15



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

自由と人権 HP

